

目 次

訓 令	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合物品会計規則による物品の分類基準の指定の一部改正……………	1
2 新潟県市町村総合事務組合の一般職に属する職員等に係る負担金相当額に関する規程 の一部改正 ……………	2
告 示	
5 新潟県自治会館附属駐車場使用料徴収業務委託 ……………	3
公 告	
新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について ……………	3

訓 令

新潟県市町村総合事務組合訓令第 1 号

事務局

新潟県市町村総合事務組合物品会計規則による物品の分類基準の指定（平成 16 年訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

改正後			改正前		
物品分類基準表			物品分類基準表		
大分類	中分類	説明及び例示項目	大分類	中分類	説明及び例示項目
備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、公印類以外の物品で、その取得単価（取得単価がない場合又は不明の場合は、見積単価）が <u>5万円未満</u> のものを除く。	備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、公印類以外の物品で、その取得単価（取得単価がない場合又は不明の場合は、見積単価）が <u>2万円未満</u> のものを除く。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	公印類	庁印、職印等 庁印－組合印等 職印－管理者印、 <u>会計</u> 管理者印、 <u>事務</u> 局長印等 その他－前記以外の印で重要なもの		公印類	庁印、職印等 庁印－組合印等 職印－管理者印、 <u>収入</u> 役印、 <u>事務局</u> 長印等 その他－前記以外の印で重要なもの
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 新潟県市町村総合事務組合訓令第2号

事務局

新潟県市町村総合事務組合の一般職に属する職員等に係る負担金相当額に関する規程（平成18年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

改正後	改正前
<p>(公平委員会負担金相当額)</p> <p>第3条 職員による勤務条件に関する措置の要求の審査若しくは不利益処分についての<u>審査請求</u>の審査又は苦情の処理に係る負担金相当額(公平委員会事務費負担金を除く。)については、新潟県市町村総合事務組合公平委員会負担金条例(平成18年条例第18号)の例による。</p>	<p>(公平委員会負担金相当額)</p> <p>第3条 職員による勤務条件に関する措置の要求の審査若しくは不利益処分についての<u>不服申立て</u>の審査又は苦情の処理に係る負担金相当額(公平委員会事務費負担金を除く。)については、新潟県市町村総合事務組合公平委員会負担金条例(平成18年条例第18号)の例による。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 告 示

### 新潟県市町村総合事務組合告示第5号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県自治会館附属駐車場使用料徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

- 1 委託名  
新潟県自治会館附属駐車場使用料徴収業務委託
- 2 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 新潟県自治会館附属駐車場使用料徴収業務受託者住所及び氏名  
新潟県新潟市中央区上大川前通9番町1268番地2  
株式会社 新潟ビルサービス  
代表取締役 鈴木謙太

## 公 告

### 新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について(公告)

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任があったので、次のとおり公告する。

令和3年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

組合議会議員

退任 遠藤徳一(魚沼市議会議員) 令和3年3月31日